

## 最高人民法院による 技術契約紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈

(2004年11月30日最高人民法院審判委員会第1335回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

技術契約紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和民法典」、「中華人民共和國専利法」及び「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の関連規定に基づき、裁判の実践を踏まえ、ここに関連問題について次のとおり解釈する。

### 一. 一般規定

第一条 技術成果とは、科学技術の知識、情報及び経験を用いて作り出された製品、製造技術、材料及びその改良等に係る技術的解決策をいい、専利、専利出願、ノウハウ、コンピュータソフトウェア、半導体集積回路の配置設計、植物新品種等を含む。

ノウハウとは、公衆に知られていない、商業的価値を有し、かつ権利者が相応の秘密保持措置を講じている技術情報をいう。

第二条 民法典第八百四十七条第二項にいう「法人又は非法人組織の任務を執行する」には、次の各号に掲げる事項を含む。

(一) 法人又は非法人組織の部署における職責を遂行し、又は与えられたその他技術開発任務を担当すること

(二) 離職後1年以内に、従来所属していた法人又は非法人組織の部署における職責又は与えられた任務に係る技術開発業務に引き続き従事すること。ただし、法律、行政法規に別段の定めがある場合は、この限りでない。

法人又は非法人組織とその従業員の間で、在職期間又は離職後に完成した技術成果の権益について取決めをしている場合には、人民法院は取決めにより確定しなければならない。

第三条 民法典第八百四十七条第二項にいう「物質的技術条件」には、資金、設備、機材、原材料、未公開の技術情報及び資料等を含む。

第四条 民法典第八百四十七条第二項にいう「主に法人又は非法人組織の物質的技術条件を利用する」には、従業員が技術成果の研究開発過程において、法人又は非法人組織の資金、設備、機材又は原材料等の物質的條件の全部又は大部分を利用し、かつこれらの物質的條件が当該技術成果の形成に実質的な影響を与えることを含む。また、当該技術成果の実質的内容が法人又は非法人組織が未だ公開していない技術成果、段階的な技術成果を踏まえて完成した状況も含む。ただし、次の各号に掲げる状況の場合は、この限りでない。

(一) 法人又は非法人組織が提供する物質的技術条件の利用について、資金返還又は実施料支払いの取決めをしているとき

(二) 技術成果の完成後、法人又は非法人組織の物質的技術条件を利用して、技術的解決策に対する検証、試験を行うとき

第五条 個人が完成させた技術成果が、従来所属していた法人又は非法人組織の任務に

該当し、また現在所属する法人又は非法人組織の物質的技術条件を主に利用している場合、当該自然人が従来所属していた法人又はその他の組織と現在所属する法人又は非法人組織の間で形成した合意に照らして、権利・利益を確定しなければならない。合意に達しない場合、当該技術成果の完成に対する貢献度の大小に基づき双方が合理的に共有する。

第六条 民法典第四百四十七条にいう「職務技術成果の完成者」、第四百四十八条にいう「技術成果を完成させた個人」には、技術成果に対して単独又は共同で創造的貢献をした者、すなわち技術成果の発明者又は設計者を含む。人民法院は、創造的貢献を認定する際において、そのような技術成果の実質的な技術構成を分解しなければならない。実質的な技術構成を提示し、かつ、これにより技術的解決策を実現した者は、創造的貢献をした者である。

資金、設備、材料、試験条件を提供し、組織的管理を行い、図面作成、資料整理、文献翻訳等に協力した者は、職務技術成果の完成者、技術成果を完成させた個人には該当しない。

第七条 民事主体資格を持たない科学研究組織が締結した技術契約が、法人又は非法人組織による授権又は認可を経ている場合、法人又は非法人組織が締結した契約とみなし、法人又は非法人組織が責任を負う。法人又は非法人組織による授権又は認可を経していない場合、当該科学研究組織の構成員が共同で責任を負う。ただし、法人又は非法人組織が当該契約によって利益を受ける場合には、その受益範囲内で相応の責任を負わなければならない。

前項でいう民事主体資格を持たない科学研究組織には、法人又は非法人組織が設立した技術の研究開発、譲渡等の活動に従事するプロジェクトチーム、スタジオ等を含む。

第八条 製品の生産又は役務の提供が、法に基づいて関連部門の審査・承認又は行政許可の取得を経る必要がありながら、審査・承認又は許可を経していないものであった場合、当事者が締結した関連技術契約の効力を妨げない。

当事者が前項にいう審査・承認又は許可手続の義務に関して取決めをしておらず、又は取決めが不明確な場合、人民法院は、技術を実施する側に手続の責任を負うよう命じる判決を下さなければならない。ただし、法律、行政法规に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第九条 当事者の一方が詐欺の手段を用いて、その既存の技術成果を研究開発対象として他人と委託開発契約を締結して研究開発費用を受領し、又は同一の研究開発テーマについて前後して二者又は二者を超える委託者と個別に委託開発契約を締結し、二重に研究開発費用を受領し、相手方に真意に背く状況下で締結させた契約について、被害者が民法典第四百四十八条の規定に基づき契約の取消しを請求する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第十条 次の各号に掲げる状況は、民法典第四百五十条でいう「技術の違法な独占」に該当する。

(一) 一方が自ら改良した技術を相手方に無償提供するよう求めること、互恵的でない技術譲渡、当該改良技術の知的財産権の無償独占又は共有を含め、当事者の一方が契約対象技術を基に、新たな研究開発を実施することを制限し、若しくは改良された技術を使用

することを制限し、又は双方の改良技術交換の条件が対等でない場合

(二) 当事者の一方が技術提供側と類似した技術又はそれと競争関係にある技術を他の出所から取得することを制限する場合

(三) 技術受領側が契約対象技術を実施して生産する製品又は提供する役務の数量、品種、価格、販売経路及び輸出市場を明らかに不合理に制限することを含め、当事者の一方が市場ニーズに基づき、合理的な方法に照らして契約対象技術を十分に実施することを妨害する場合

(四) 不必要な技術、原材料、製品、設備、役務の購入及び不必要な人員の受入れを含め、技術受領側に技術の実施に不可欠でない付帯条件を受け入れるよう要求する場合

(五) 技術受領側が原材料、部品、製品又は設備等を購入する手段又は出所を不合理に制限する場合

(六) 技術受領側が契約対象技術の知的財産権の有効性に対して異議を申し立てることを禁じ、又は異議申立てに対して条件を付加する場合

第十一条 技術契約が無効又は取消しになった後、技術開発契約の研究開発者、技術譲渡契約の譲渡人、技術実施許諾契約の許諾者、技術コンサルティング契約及び技術サービス契約の受託者が取決めの義務をすでに履行し、又は一部を履行し、かつ契約が無効又は取消しになった過失が相手方にある場合、すでに履行した部分に対して受領すべき研究開発費、技術実施料、コンサルティングサービス提供の報酬について、人民法院は、相手側の原因により契約が無効又は取消しになったことにより生じた損失と認定することができる。

技術契約が無効又は取消しになった後、契約履行により完成した新たな技術成果又は他人の技術成果を踏まえて完成した後続の改良技術成果の権利帰属及び利益分配について、当事者が改めて協議しても確定できない場合、人民法院は、技術成果を完成させた一方が享有すると判決を下すことができる。

第十二条 民法典第八百五十条の規定に基づき、他人のノウハウを侵害する技術契約が無効であると確定した場合、法律、行政法規に別段の定めがある場合を除き、当該ノウハウを善意で取得した一方の当事者は、その取得時の範囲内において当該ノウハウを引き続き使用することができる。ただし、権利者に対して合理的な実施料を支払い、かつ守秘義務を負わなければならない。

当事者双方が悪意をもって共謀し、又は一方が相手方の権利侵害を知り又は知るべきでありながら契約を締結又は履行した場合、共同権利侵害に該当し、人民法院は、侵害者に連帯賠償責任及び守秘義務を負うよう命じる判決を下さなければならない。これによりノウハウを取得した当事者は、当該ノウハウを引き続き使用してはならない。

第十三条 前条第一項の規定に基づきノウハウを引き続き使用することができる者と権利者の間で、実施料の支払いに関して紛争が生じた場合、いずれの当事者も人民法院に処理を請求することができる。ノウハウを引き続き使用しながら実施料の支払いを拒絶する場合、人民法院は、権利者の請求に基づき使用者に使用差止めを命じる判決を下すことができる。

人民法院は、実施料を確定する際に、権利者が当該ノウハウを対外的に使用許諾するにあたっての通常の実施料又は使用者が当該ノウハウの取得に支払った実施料に基づき、かつ当該ノウハウの研究開発コスト、成果の実用化及び応用の程度、並びに使用者の使用規

模、経済効果等の要素を考慮して、合理的に確定することができる。

使用者がノウハウを引き続き使用するか否かに関わらず、人民法院は、すでに使用した期間の実施料を権利者に支払うよう命じる判決を下さなければならない。使用者が無効の契約の譲渡人又は許諾者に支払った実施料は、譲渡人又は許諾者が返還の責任を負わなければならない。

第十四条 技術契約の価格、報酬及び実施料について、当事者が取決めをしておらず、又は取決めが不明確な場合には、人民法院は次の各号に掲げる原則に照らして処理することができる。

(一) 技術開発契約及び技術譲渡契約、技術実施許諾契約について、関連する技術成果の研究開発コスト、先進性、実施・実用化及び応用の程度、当事者が享有する権益及び負担する責任、並びに技術成果の経済効果等に基づき合理的に確定する。

(二) 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約については、関連するコンサルティングサービス業務の技術水準、品質及び数量、並びにすでに発生した経済効果及び発生が見込まれる経済効果等に基づき、合理的に確定する。

技術契約の価格、報酬、実施料に非技術的な金額を含む場合、項目ごとに分けて計算しなければならない。

第十五条 技術契約当事者の一方が主要債務の履行に遅延し、催告を経ても30日以内に履行せず、もう一方が民法典第五百六十三条第一項第三号の規定を根拠として契約解除を主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

当事者が催告通知に履行期間を付記し、かつ当該期間が30日を超える場合、人民法院は、当該履行期限は民法典第五百六十三条第一項第三号に定める合理的な期間であると認定しなければならない。

第十六条 当事者が技術成果をもって企業に出資しながら権利帰属の明確な取決めをせず、出資を受けた企業が当該技術成果を享有していると主張する場合、人民法院は、通常、これを支持しなければならない。ただし、当該技術成果の価値と当該技術成果が出資額に占める割合が明らかに不合理に出資者の利益を損なう場合は、この限りでない。

当事者の技術成果の権利帰属に関する取決めには、これを共同所有とみなし、その権利使用及び利益分配については、共有する技術成果の関連規定に従って処理する。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、その取決めに従う。

当事者の技術成果の使用権に関する取決めには、比率がある場合、人民法院は、当事者が当該技術成果の実施により得た利益の分配比率とみなすことができる。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、その取決めに従う。

## 二. 技術開発契約

第十七条 民法典第八百五十一条第一項にいう「新技術、新製品、新製造技術、新品種又は新素材及びそのシステム」には、当事者が技術契約締結時点で把握していない製品、製造技術、材料及びそのシステム等の技術的解決策を含む。ただし、技術に創意のない既存製品の型式変更、製造技術の変更、材料配合の調整及び技術成果の検証、試験及び使用を除く。

第十八条 民法典第八百五十一条第四項に定める「当事者間で実用価値を有する科学技

術成果の実施・実用化について締結する」技術実用化契約とは、当事者間で実用価値を持ちながら工業的応用を実現していない、段階的技術成果を含む科学技術成果について、当該科学技術成果の工業的応用の実現を目標として、引き続き行う試験、開発及び応用等の内容を取り決めた契約をいう。

第十九条 民法典第八百五十五条にいう「分業して研究開発業務に参加する」には、当事者間で取決めの計画及び分業に照らして、共同又は個別に設計、製造技術、試験、試作等の業務を担当することを含む。

技術開発契約当事者の一方が資金、設備、材料等の物質的条件のみを提供し、又は補助的な協力事項のみを担当し、もう一方が研究開発業務を行う場合については、委託開発契約に該当する。

第二十条 民法典第八百六十一条にいう「当事者はいずれも使用及び譲渡の権利を有する」には、当事者がいずれも、相手方の同意を得ずに自己使用又は通常使用許諾の形式で他人にノウハウの使用を許諾し、かつこれにより得た利益を独占する権利を有することが含まれる。当事者の一方がノウハウの成果の譲渡権を他人に譲渡し、又は独占的若しくは排他的使用許諾の形式で他人にノウハウの使用を許諾した場合であって、相手方当事者の同意又は追認を経していないときは、当該譲渡又は使用許諾行為が無効であると認定しなければならない。

第二十一条 技術開発契約当事者が民法典の規定又は取決めに基づき自ら専利を実施する場合、又はノウハウを使用するが、単独での専利実施又はノウハウの使用の条件を具備していないことから、通常使用許諾の形式により他人に実施又は使用を許諾する場合、これを許可することができる。

### 三. 技術譲渡契約及び技術実施許諾契約

第二十二条 研究開発予定の技術成果、又は専利、専利出願若しくはノウハウに係らない知識、技術、経験及び情報のために締結した契約は、民法典第八百六十二条に定める技術譲渡契約又は技術実施許諾契約に該当しない。

技術譲渡契約における、譲渡人が譲受人に技術を実施するための専用設備、原材料を提供し、又は関連する技術コンサルティング、技術サービスを提供することに関する取決めは、技術譲渡契約の構成部分に該当する。これにより生じる紛争は、技術譲渡契約に照らして処理する。

当事者が技術をもって出資する方式で共同経営契約を締結したが、技術出資者が共同経営体の経営管理に関与せず、かつ最低保証条項の形式で共同経営体又は共同経営の相手方による技術代金又は実施料の支払いを取り決めている場合については、技術譲渡契約又は技術実施許諾契約とみなす。

第二十三条 専利出願権譲渡契約の当事者が、専利出願の拒絶又はみなし取下げを理由に契約の解除を請求し、当該事実の発生が専利法第十条第三項の規定に従って専利出願権譲渡登記の手続を行う前であった場合、人民法院は、これを支持しなければならない。発生が譲渡登記の後である場合については、これを支持しない。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

専利出願が、専利出願権譲渡契約の成立時点で未公開の同様の発明創造の先行専利出願

が存したことにより拒絶され、当事者が民法典第五百六十三条第一項第四号の規定を根拠に契約解除を請求する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第二十四条 専利権譲渡契約又は専利出願権譲渡契約の締結前に、譲渡人自身がすでに発明創造を実施し、契約の発効後、譲受人が譲渡人に実施を中止するよう請求した場合、人民法院は、これを支持しなければならない。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

譲渡人と譲受人の間で締結された専利権、専利出願権の譲渡契約は、契約成立前に譲渡人が他人と締結した関連する専利実施許諾契約又はノウハウ譲渡契約の効力を妨げない。

第二十五条 専利実施許諾には次の各号に掲げる方式を含む。

(一) 独占的实施許諾（専用実施権許諾に相当）とは、許諾者が専利の実施許諾を取り決めた範囲内において、当該専利の実施を1者の被許諾者のみに許諾し、許諾者は取決めにより当該権利を実施してはならないものをいう。

(二) 排他的実施許諾（独占的通常実施権許諾に相当）とは、許諾者が専利の実施許諾を取り決めた範囲内において、当該専利権の実施を1者の被許諾者のみに許諾するが、許諾者も取決めにより当該専利を自ら実施できるものをいう。

(三) 通常実施許諾（通常実施権許諾に相当）とは、許諾者が専利の実施許諾を取り決めた範囲内において他人に当該専利の実施を許諾し、かつ自らも当該専利を実施できるものをいう。

当事者が専利実施許諾形式に関して取決めをしておらず、又は取決めが不明確な場合は、通常実施許諾と認定する。専利実施許諾契約で被許諾者が他人に専利実施を再許諾できる旨を取り決めている場合には、当該再許諾は通常実施許諾であると認定する。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

ノウハウの使用許諾方式は、本条第一項、二項の規定を参照して確定する。

第二十六条 専利実施許諾契約の許諾者は、法に基づいて専利料を支払い、他人が請求する専利権無効審判に積極的に対応することを含め、契約の有効期間において、専利権の有効性を維持する義務を負う。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

第二十七条 排他的実施許諾契約の許諾者がその専利を単独で実施する条件を備えておらず、通常実施許諾の方式で他人に専利実施を許諾する場合、人民法院は、許諾者が専利を自ら実施したと認定することができる。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

第二十八条 民法典第八百六十四条でいう「専利実施又はノウハウ使用の範囲」には、専利実施又はノウハウ使用の期間、地域、方法及びノウハウに接触する人員等を含む。

当事者が専利実施又はノウハウ使用の期間に関する取決めをしておらず、又は取決めが不明確な場合には、譲受人、被許諾者による専利の実施又はノウハウの使用は期間の制限を受けない。

第二十九条 当事者間で専利を出願する技術成果に関して締結した使用許諾契約について、専利出願の公開前においては、ノウハウ実施許諾契約の関連規定を適用する。特許出

願の公開後かつ権利付与前においては、専利実施許諾契約の関連規定を参照し適用する。権利付与後においては、原契約が専利実施許諾契約となるため、専利実施許諾契約の関連規定を適用する。

人民法院は、当事者がすでに専利出願したが未だ権利が付与されていない技術に関して専利実施許諾契約を締結したことを理由に、契約の無効を認定することはない。

#### 四. 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約

第三十条 民法典第八百七十八条第一項にいう「特定技術プロジェクト」には、科学技術と経済・社会の協調的発展に関するソフトサイエンス研究プロジェクト、科学技術の進歩及び管理の近代化を促進し、経済的効果及び社会的効果を高める等の科学知識と技術的手段を活用して調査、分析、論証、評価、予測を行う専門的な技術プロジェクトを含む。

第三十一条 当事者が、技術コンサルティング契約の委託者が提供する技術資料及びデータ又は受託者が提出するコンサルティング報告及び意見に関して、守秘義務を取り決めておらず、当事者の一方が引用、発表又は第三者に提供する場合は、違約行為とは認定しない。ただし、相手方当事者のこれに対して享有する合法的な権益を侵害する場合、法に基づいて民事責任を負わなければならない。

第三十二条 技術コンサルティング契約の受託者が、委託者の提供する資料、データ等に明らかな誤り又は不備があることを発見し、合理的な期間内に委託者に通知しなかった場合、委託者の提供する技術資料、データ等を認めたものとみなす。委託者が受託者の補正通知を受領後、合理的な期間内に返答せず、かつ補正しなかった場合、生じた損失は委託者が負担する。

第三十三条 民法典第八百七十八条第二項にいう「特定の技術的問題」には、専門技術に関する知識、経験及び情報を活用して解決する必要がある製品構造の改良、製造工程の改良、製品品質の向上、製品コストの削減、資源・エネルギーの節約、資源環境の保護、安全な操作の実現、経済的効果及び社会的効果の向上等に関する専門的な技術的問題を含む。

第三十四条 当事者の一方が技術譲渡又は技術実施許諾の名目で、すでに公共の領域に属する技術を提供し、又は技術譲渡契約、技術実施許諾契約の履行過程において契約対象技術が公共の領域に属したが、技術提供側が技術指導を行い、技術的知識を伝授し、相手方のために特定の技術的問題を解決することが、取決めの条件に適合する場合は、技術サービス契約に照らして処理し、取決めの技術譲渡料、実施料は技術サービス提供の報酬及び料金とみなすことができる。ただし、法律、行政法規に別段の定めがある場合は、この限りでない。

前項の規定に基づき、技術譲渡料又は実施料を技術サービス提供の報酬及び料金とみなすことが明らかに不合理な場合、人民法院は、当事者の請求に基づき合理的に確定することができる。

第三十五条 技術サービス契約の受託者が、委託者の提供する資料、データ、サンプル、材料、場所等の業務条件が取決めに適合していないことを発見し、合理的な期間内に委託者に通知しなかった場合、委託者の提供する業務条件を認めたものとみなす。委託者が受

託者の補正通知を受領後、合理的な期間内に返答せず、かつ補正を行わなかった場合、生じた損失は委託者が負担する。

第三十六条 民法典第八百八十七条に定める「技術研修契約」とは、当事者の一方がもう一方に、指定する受講生に対する特定プロジェクトの専門技術訓練及び技術指導を委託するために締結した契約をいい、職業研修、文化学習及び業界、法人又は非法人組織の計画に照らして行う従業員専門外教育を含まない。

第三十七条 当事者が、技術研修に必要な場所、施設及び試験条件等の業務条件の提供しておらず、さらに、管理責任に関しても取決めをしていない、又は取決めが不明確な場合は、委託者が提供及び管理の責任を負う。

技術研修契約の委託者により派遣される受講生が取決めの条件に適合せず、研修の質に影響する場合、委託者は取決めに照らして報酬を支払う。

受託者により配置される講師が取決めの条件に適合せず、研修の質に影響し、又は受託者が計画及びプロジェクトに従って研修を行わなかったことにより、取決めの研修目標を実現できない場合には、報酬を減額又は免除しなければならない。

受講生が取決めの条件に適合しないことを受託者が発見し、又は講師が取決めの条件に適合しないことを委託者が発見し、合理的な期間内に相手方に通知せず、又は通知を受領した一方が合理的な期間内に取決めに従って改めて派遣しない場合は、履行義務を負う当事者が相応の民事責任を負わなければならない。

第三十八条 民法典第八百八十七条に定める「技術仲介契約」とは、当事者の一方が知識、技術、経験及び情報等をもって、もう一方と第三者間の技術契約締結のために連絡、紹介及び契約履行に対して専用サービスを提供するために締結する契約をいう。

第三十九条 仲介者が仲介活動に従事する費用とは、仲介者が委託者と第三者間の技術契約締結前に、連絡、紹介活動の実施に支払った通信、交通及び必要な調査研究等の費用をいう。仲介者の報酬とは、仲介者が、委託者と第三者間の技術契約締結のために及び当該契約の履行に対してサービスを提供することで得るべき収益をいう。

当事者が、仲介者が仲介活動に従事する費用の負担に関して取決めをしておらず、又は取決めが不明確な場合、仲介者が負担する。当事者が当該費用は委託者が負担するとの取決めをしたが、具体的な金額又は計算方法を取り決めていない場合、委託者は仲介者が仲介活動に従事して支払った必要費用を支払う。

当事者が仲介者の報酬金額に関して取決めをしておらず、又は取決めが不明確な場合は、仲介者の行った役務に応じて合理的に確定し、かつ委託者が負担しなければならない。委託者と第三者が締結した技術契約に仲介条項の取決めはあるが、仲介者への報酬支払いに関して取決めをしておらず、又は取決めが不明確な場合には、支払うべき報酬は委託者と第三者が均等に負担しなければならない。

第四十条 仲介者が委託者と第三者間における技術契約の成立を促進していない場合、仲介者が要求する報酬の支払いの請求について、人民法院はこれを支持しない。仲介者が委託者に要求する、仲介活動の従事に必要な費用の支払いの請求については、これを支持しなければならない。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

仲介者が技術契約の締結に係る重要な事実を隠匿し、又は虚偽の状況を提供し、委



託者の利益を侵害する場合、状況に応じて報酬を免除し、かつ賠償責任を負わなければならない。

第四十一条 仲介者に、委託者と第三者間の技術契約が無効又は取消しになったことに対して過失がなく、かつ当該技術契約の無効又は取消しが関連する仲介条項に影響を及ぼさず、又は仲介契約が引き続き有効であり、仲介者が取決め又は本解釈の関連規定に照らして仲介活動に従事する費用及び報酬の給付を要求する場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。

仲介者による仲介活動に従事する費用及び報酬の受領は、委託者と第三者間の技術契約紛争における一方の当事者の損失とみなしてはならない。

## 五. 技術契約紛争の審理に関する手続の問題

第四十二条 当事者が技術契約及びその他契約の内容又は異なる種類の技術契約の内容を1件の契約で締結している場合、当事者が争う権利・義務の内容に基づき、案件の性質及び請求原因を確定しなければならない。

技術契約の名称と取決めの権利義務の関係が一致しない場合は、取決めの権利義務の内容に照らして、契約の種類及び請求原因を確定しなければならない。

技術譲渡契約又は技術実施許諾契約において、譲受人、被許諾者が契約対象技術を実施して製造した製品について譲渡人又は許諾者が買取販売又は買い戻す責任を負うことを取り決め、譲渡人又は許諾者が買取販売又は買い戻しの義務を履行せず、又は全部の履行ができないことのみ起因して紛争が生じ、これが技術的問題に係らない場合は、買取販売又は買い戻し条項で取り決めた権利・義務の内容に照らして請求原因を確定しなければならない。

第四十三条 技術契約紛争案件については、通常、中級以上の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は、管轄区の実情に応じて最高人民法院に書面で報告して承認を求め、若干の基層人民法院を指定して第一審の技術契約紛争案件を管轄させることができる。

その他の司法解釈に技術契約紛争案件の管轄に関する別段の定めがある場合は、その規定に従う。

契約に技術契約の内容があり、その他の契約内容もあり、当事者が技術契約の内容及びその他の契約内容の両方について争議を生じさせる場合は、技術契約紛争案件の管轄権を有する人民法院がこれを受理する。

第四十四条 一方の当事者が、係争中の技術契約が他人の技術成果を侵害することを理由に、契約の無効確認を請求し、又は人民法院が技術契約紛争の審理において当該無効事由が存する可能性を発見した場合、人民法院は、法に基づいて、関係する利害関係者に通知しなければならない。利害関係者は、独立請求権を有する第三者として訴訟に参加し、又は法に基づいて管轄権を有する人民法院に別途提訴することができる。

利害関係者が通知受領後15日以内に訴訟を提起しない場合は、人民法院の案件審理には影響しない。

第四十五条 第三者が契約対象技術について、技術契約紛争事件を受理した人民法院に権利帰属又は権利侵害の請求を提出し、受訴人民法院がこれに対して管轄権を有する場合、権利帰属又は権利侵害紛争と契約紛争を併合して審理することができる。受訴人民法院が

これに対して管轄権を有さない場合、管轄権を有する人民法院に別途提訴するよう告知し、又は管轄権を有する人民法院にすでに受理した権利帰属又は権利侵害の紛争案件を移送しなければならない。権利帰属又は権利侵害の紛争が別件受理された後に、契約紛争は訴訟を中止しなければならない。

専利実施許諾契約の訴訟において、被許諾者又は第三者が国家知識産権局に専利権無効審判を請求する場合、人民法院は訴訟を中止しなくてもよい。案件審理の過程において専利が無効とされた場合は、専利法第四十七条第二項及び第三項の規定に照らして処理する。

## 六. その他

第四十六条 コンピュータソフトウェア開発等の契約に係る争議は、著作権法及びその他の法律、行政法規に別段の定めがある場合には、その規定に従う。規定がない場合には、民法典第三編第一分編の規定を適用し、かつ民法典第三編第二分編第二十章及び本解釈の関連規定を参照して処理することができる。

第四十七条 本解釈は 2005 年 1 月 1 日より施行する。

出所：最高人民法院ウェブサイトより該当部分を抜粋

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

<p>※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。</p>
--